

県産農産物販売促進特別対策事業の要件（2次募集）

R4. 3. 25

【直売所等での県産米増量キャンペーン】

1 対象となる事業者等の要件

次の（１）～（４）をすべて満たすこと。

- （１）農産物直売所や米穀小売店を営む事業者が、県内外に所在する店舗で行うキャンペーンであること。
- （２）彩の国「新しい生活様式」安全安心宣言をしているほか、新型コロナウイルス感染対策を徹底すること。
- （３）実績報告時に、仕入れや売上等根拠資料が提出できること。
- （４）補助金受領後に会計検査院の立ち入りなど、補助金に関する立入検査がある場合があることを承諾すること。

2 キャンペーンの要件

販売する県産米に無償の増量分を加えて提供するものとし、ポスター、のぼり、広告（チラシ等）などにより、県産米をPRすること。

3 補助対象となる増量米費

県産米の販売量に対し無償で1割増量した分の費用を補助対象とする。

4 補助対象となるPR費

- ①広告・広報として作成したポスターやチラシ等の印刷費（ただし、チラシ等に他の商品の広告と併せて掲載する場合にはキャンペーンの特集内容の面積に応じて案分）
- ②のぼり等の資材費

5 補助金額の上限

PR費への補助額は、米増量費の補助額を合わせた補助金の総額の1割までとする。

【量販店など小売業の店舗でのポイントキャンペーン】

1 対象となる事業者等の要件

次の（１）～（４）をすべて満たすこと。

- （１）量販店など小売業を営む事業者が、県内外の店舗で行うキャンペーンであること（県内店舗での実施は必須）。
- （２）彩の国「新しい生活様式」安全安心宣言をしているほか、新型コロナウイルス感染対策を徹底すること。

- (3) 実績報告時に、仕入れや売上等根拠資料が提出できること。
- (4) 補助金受領後に会計検査院の立ち入りなど、補助金に関する立入検査がある場合があることを承諾すること。

2 キャンペーンの要件

- 1 次の(1)～(4)をすべて満たすこと。
 - (1) 販売する県産農産物に対して通常のポイントに上乗せしてポイントを付与するものとし、ポスター、のぼり、広告(チラシ等)などにより、県産農産物をPRすること。
 - (2) 対象品目は県産米を必須として、野菜、果実、茶、畜産物などの県産農産物を合わせて5品目以上を目安とすること(品目数には加工品を除く。また、米に限っては銘柄数を品目数とすることができる)。
 - ただし、米以外に取り扱っている品目がない、又は少ない事業者においては、品目数について県と協議の上、一定数を確保すること。
 - (3) 期間は必ずしも連続させる必要はない。
 - (4) 店舗内に対象品目を陳列した特設コーナー(原則、敷地面積1.5平方メートル以上)を設け、県産農産物を販売すること。
 - ただし、米以外に取り扱っている品目がない、又は少ない事業者においては、特設コーナーについて県と協議すること。
- 2 上記1の各要件をすべて満たした場合には、県産農産物を取り扱っている地場産コーナーの農産物についてもキャンペーンの対象に加えることができるものとする。
 - また、商品の保管温度帯によっては離れた所で販売する農産物についてもキャンペーンの対象に加えることができるものとする。
- 3 キャンペーン終了後も、実情に応じて県産米など県産農産物を継続的に取り扱うよう努めること。

3 補助対象となるポイント

- キャンペーンで販売する県産農産物に対して付与したポイント(通常のポイント分は除く)にかかる費用を次により補助対象とする。
- (1) 県産米に対しては販売価格の2割以下。
 - (2) 県産米以外の県産農産物等に対しては販売価格の1割以下。

4 補助対象となるPR費

- ① 広告・広報として作成したポスターやチラシ等の印刷費(ただし、チラシ等に他の商品の広告と併せて掲載する場合にはキャンペーンの特集内容の面積に応じて案分)
- ② のぼり等の資材費
- ③ 特設コーナー設置費

5 補助金額の上限

PR費への補助額は、ポイント付与費の補助額を合わせた補助金の総額の1割までとする。

【飲食店での特別メニューの提供キャンペーン】

1 対象となる事業者等の要件

次の（１）～（４）をすべて満たすこと。

- （１）飲食業を営む事業者が、県内外の店舗で行うキャンペーンであること（県内店舗での実施は必須）。
- （２）彩の国「新しい生活様式」安全安心宣言^{プラス}の認証を受けている、又は承認申請中であるほか、新型コロナウイルス感染対策を徹底すること（他県店舗でキャンペーンを実施する際は他県における同様の基準の認証を受けている、又は満たしていること）。
- （３）実績報告時に、仕入れや売り上げ、産地等の根拠資料が提出できること。
- （４）事業終了後に会計検査院の立ち入りなど、補助金に関する立入検査がある場合があることを承諾すること。

2 キャンペーンの実施要件

- 1 次の（１）～（２）をすべて満たすこと。なお、すでに県産農産物を食材に使用しており、PRのみ実施する場合には（１）だけであっても可能とする。
 - （１）県産農産物を食材に使用した料理を提供し、メニュー表、ポスター、のぼり、広告（チラシ等）などにより、県産農産物をPRすること。
 - （２）期間中に店舗で使用するすべての米は県産米とすること（専門料理に使用する長粒米や特殊加工した米は除く）。
- 2 キャンペーン終了後も、実情に応じて県産米など県産農産物を継続的に取り扱うよう努めること。

3 補助対象となる食材費

消費者に対価を求めて提供する料理の食材費の補助対象は次のとおりとする。

なお、仕入れに関して、納入伝票で産地が明確でない場合、納入業者など第三者から、他県産を指定していた農産物を県産に切り替えたこと、あるいはこれまで産地指定せずに仕入れていたが、県産を指定して仕入れたことの証明を受けること。

- （１）店舗全体で使用する品目（米は必須）のすべてを他県産から県産に切り替えた場合の補助額は、他県産から切り替えた県産の仕入原価×売上数量×補助率とする。
- （２）（１）以外で、県産農産物を使用した特別メニュー（県産米の使用は必須）を設定した場合の補助額は、提供した県産米など県産農産物の仕入原価×売上数量×補助率とする。

4 補助対象となるPR費

- ①広告・広報として作成したポスターやチラシ等の印刷費（ただし、チラシ等に他の商品の広告と併せて掲載する場合にはキャンペーンの特集内容の面積で案分）
- ②のぼり等の資材費

③メニュー表やPOP等、特別メニューを明示する販促資材費

5 補助金額等の上限

PR費への補助額は、食材費の補助額を合わせた補助金の総額の1割までとする（PR費のみの場合には該当せず）。

【ホテル等での県産農産物を使った料理フェア】

1 対象となる団体等の要件

次の（１）～（３）をすべて満たすこと。

- （１）県内で活動している団体が、県内で行う料理フェアであること。
- （２）実績報告時に、仕入れや売上等根拠資料が提出できること。
- （３）補助金受領後に会計検査院の立ち入りなど、補助金に関する立入検査がある場合があることを承諾すること。

2 料理フェアの要件

次の（１）～（５）をすべて満たすこと。

- （１）県産米など県産農産物を使用した料理（コース）を提供する料理フェアとし、ポスター、のぼり、広告（チラシ等）などにより、PRすること。
- （２）料理フェアで提供する特別メニュー（コース）で取り扱う米はすべて県産米とすること。
- （３）開催会場は、彩の国「新しい生活様式」安全安心宣言^{プラス}の認証を受けている、もしくは承認申請中であるほか、新型コロナウイルス感染対策を徹底すること。
- （４）国や県の求めるイベント開催要件等を遵守すること。
- （５）今後の新型コロナウイルスのまん延状況により、国や県から求めがあった場合には、規模縮小や中止等の必要な対応を取ること。

3 補助対象となる食材費

補助額は提供した県産農産物仕入原価×売上数量×補助率とする。

4 補助対象となるPR費

- ①広告・広報として作成したポスターやチラシ等の印刷費（ただし、チラシ等に他の商品の広告と併せて掲載する場合にはキャンペーンの特集内容の面積に応じて案分）
- ②のぼり等の資材費

5 補助金額の上限

PR費への補助額は、食材費の補助額を合わせた補助金の総額の1割までとする。

【量販店など小売業の店舗等での県産農産物を使った特別弁当キャンペーン】

1 対象となる事業者等の要件

次の（１）～（４）をすべて満たすこと。

- （１）量販店など小売業の店舗等を営む事業者が、県内外の店舗で行うキャンペーンであること（県内店舗での実施は必須）。
- （２）店舗を有する場合には、彩の国「新しい生活様式」安全安心宣言をするほか、新型コロナウイルス感染対策を徹底すること。
- （３）実績報告時に、仕入れや売上等根拠資料が提出できること。
- （４）補助金受領後に会計検査院の立ち入りなど、補助金に関する立入検査がある場合があることを、承諾すること。

2 キャンペーンの実施要件

次の（１）～（２）をすべて満たすこと。

- （１）県産米など県産農産物を使用した特別弁当を提供し、ポスター、のぼり、広告（チラシ等）などにより、PRすること。
- （２）期間中に販売する特別弁当に使用する米は県産米とすること（専門料理に使用する長粒米や特殊加工した米は除く）。

3 補助対象となる食材費

提供した県産農産物の仕入原価を補助対象とし、補助額は販売した特別弁当の県産農産物仕入原価×売上数量×補助率とする。

4 対象となるPR費

- ①広告・広報として作成したポスターやチラシ等の印刷費（ただし、チラシ等に他の商品の広告と併せて掲載する場合にはキャンペーンの特集内容の面積に応じて案分）
- ②のぼり等の資材費

5 補助金額の上限

PR費への補助額は、食材費の補助額を合わせた補助金の総額の1割までとする。

【農業関係団体による地産地消イベント】

1 対象となる農業関係団体等の要件

次の（１）～（３）をすべて満たすこと。

- （１）県内で活動する農業関係団体が、県内で行うイベントであること。
- （２）実績報告時に、経費に係る根拠資料が提出できること。
- （３）補助金受領後に会計検査院の立ち入りなど、補助金に関する立入検査がある場合があることを、承諾すること。

2 地産地消イベントの要件

次の（１）～（３）をすべて満たすこと。

- （１）県産農産物及びその加工品の販売等を行い、ポスター、のぼり、広告（チラシ等）などにより、県産農産物等の魅力をPRすること。
- （２）新型コロナウイルス感染対策を徹底し、国や県の求めるイベント開催要件等を遵守すること。
- （３）今後の新型コロナウイルスのまん延状況により、国や県から求めがあった場合には、規模縮小や中止等の必要な対応を取ること。

3 対象となるPR費

- ① 広告・広報として作成したポスターやチラシ等の印刷費（ただし、チラシ等に他の商品の広告と併せて掲載する場合にはキャンペーンの特集内容の面積に応じて案分）
- ② のぼり等の資材費

4 補助金額の上限

- 1 団体当たり補助金額の上限額の目安は、10万円とする。